

## 市川市規則第 4 3 号

### 市川市客引き行為等禁止条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市川市客引き行為等禁止条例（令和 3 年条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定地区の指定等に係る告示)

第 2 条 条例第 5 条第 4 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定地区の名称
- (2) 特定地区の指定等をした範囲
- (3) 特定地区の指定等の効力が生ずる年月日

(指導)

第 3 条 条例第 7 条の規定による指導は、指導書（様式第 1 号）により行うものとする。

(勧告)

第 4 条 条例第 8 条の規定による勧告は、勧告書（様式第 2 号）により行うものとする。

(措置命令)

第 5 条 条例第 9 条の規定により措置命令を行おうとするときは、その相手方に対し、告知・弁明書（様式第 3 号）により、あらかじめ、その旨を告知するとともに、弁明の機会を付与する。

2 条例第 9 条の規定による措置命令は、措置命令書（様式第 4 号）により行うものとする。

(公表の方法等)

第 6 条 条例第 10 条の規定により公表を行おうとするときは、その相手方に対し、告知・意見書（様式第 5 号）により、あらかじめ、その旨を告知するとともに、意見を述べる機会を付与する。

2 条例第 10 条の規定による公表は、次に掲げる事項を市のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

- (1) 違反者の氏名及び住所（法人にあつては名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 違反の日時及び場所
- (3) 違反の内容
- (4) 措置命令の内容
- (5) その他市長が必要と認める事項  
（身分証明書）

第7条 条例第11条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第6号）とする。

- 2 前項の身分証明書は、条例第14条第2項に規定する市長が指定する職員  
の身分を示す証明書を兼ねるものとする。  
（土地の所有者等に対する通知）

第8条 条例第12条第2項の規定による通知は、土地所有者等通知書（様式第7号）により行うものとする。  
（過料）

第9条 条例第14条第1項又は第15条の規定により過料を科そうとするときは、その相手方に対し、告知・弁明書により、あらかじめ、その旨を告知するとともに、弁明の機会を付与する。

- 2 条例第14条第1項又は第15条の規定により過料を科するときは、その相手方に対し、過料処分通知書（様式第8号）を交付する。

- 3 条例第14条第1項又は第15条の規定により科する過料の額は、5万円とする。

- 4 条例第14条第1項又は第15条の規定により過料を科するときの納期限は、当該過料を科する日の属する月の翌月末日とする。

- 5 過料を納期限までに納入しないときの督促は、督促状（様式第9号）により行うものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条から第 9 条までの規定は、同年 1 2 月 1 日から施行する。